（別記様式）

住宅部分の浄化槽処理対象人員算定資料

今般、し尿浄化槽（小型合併処理浄化槽）の設置を予定している下記建築物は、建築物の使用状況から判断し、「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）」（以下「JIS 算定基準」という。）の算定基準では、実情に添わないので、下記の算定人員とする。

設置場所	し尿浄化槽調書（浄化槽設置届出書）記載のとおり	
浄化槽設置建築物の概要	工事種別	□ 新築　□ 増築　□ 既存設置
	用途	□ 専用住宅　□ 店舗等併用住宅
	住宅の規模	（住宅部分の面積 m²）＋（他の部分の面積 m²）＝ 建築物の延べ面積 m²
浄化槽の形式	告示区分	□ 第1第2号 □ 第1第3号 及びそれと同等以上の効力があると認められたもの ※1
	性能評定値	BOD 濃度：＿＿＿ mg/ℓ以下 ・ T-N 濃度＿＿＿ mg/ℓ以下 ※2
処理対象人員の算定	JIS算定汚基準（住宅部分のみ）	※3 ＿＿＿ 人
	※4 実居住人員	（現に居住する人員 人）＋ 将来増加が見込まれる人員 人 ＋ ※5 余裕人員 人 ＝ 処理対象人員 人
処理対象人員の算定	□ （JIS 算定基準）＞（実居住人数）→ 実居住人数を処理対象算定人員とする。 □ （実居住人数）＞（JIS 算定基準）→ 実居住人数を処理対象算定人員とする。 □ （処理対象人員が 5 人未満の場合）→ 処理対象算定人員を 5 人とする。 □ （処理対象人員が 10 人以上の場合）→ 処理対象算定人員を 10 人とする。	
	以上のことから、住宅部分の処理対象人員は＿＿＿人とする。	

注）該当する□にレ印を付けること。

※1　評定書の写しを添付（第 1 第 3 号及びそれと同等以上の効力があると認められたものに限る。）すること。

※2　BOD 濃度及び T—N については、評定書記載の放流水質を記入すること。

※3　住宅部分のみ面積を記入すること。
なお店舗等併用住宅部分以外は、JIS 算定基準により算定すること。

※4　実居住人員は、現に居住する人員（住民票の人数）に結婚、親族との同居等により増加が見込まれる人員及び一時的な人員増加等に対応するための 1 人以上の余裕人員（以下「余裕人員」という。）を加えるものとして算定する。

※5　第 1 第 3 号の浄化槽及びそれと同等以上の効力があると認められた浄化槽については、余裕人員を加えないことができる。